

# ちは広域連合だより

千葉県人口 **6,197,214** 人(平成27年2月1日現在)

被保険者数 **658,437** 人(平成27年1月31日現在)

第 **18** 号

## 平成27年度の保険料率は26年度と変更ありません

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で決定します。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年3月31日まで1年間の金額となります。保険料額決定通知書は、お住まいの市(区)町村から毎年7月中旬にお送りします。

年度の途中で新たに被保険者になったとき、年度の途中で被保険者でなくなったときは、月割りで保険料がかかります。

保険料を決める基準である保険料率(「均等割額」と「所得割率」)は2年ごとに見直され、千葉県内で均一です。

### 【平成26年度・27年度の保険料率】

$$\text{1人当たりの保険料(年額)} \quad \text{〔賦課額の上限は57万円〕} = \text{均等割額 } 38,700\text{円} + \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額}^{(*)} \times \text{所得割率} 7.43\%$$

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額(33万円)を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

## 所得の低いかたの保険料の均等割額の軽減措置を拡大します

後期高齢者医療制度では、所得の低いかたに対する均等割額、所得割額の軽減があります。

平成27年度から均等割額の2割または5割軽減される対象を拡大します(所得割額については変更ありません)。

### ①均等割額の軽減

#### 軽減判定所得(現行)

- ①5割軽減基準額  
=基礎控除額(33万円)+**24.5万円**×被保険者の数
- ②2割軽減基準額  
=基礎控除額(33万円)+**45万円**×被保険者の数



#### 軽減判定所得(改正後)

- ①5割軽減基準額  
=基礎控除額(33万円)+**26万円**×被保険者の数
- ②2割軽減基準額  
=基礎控除額(33万円)+**47万円**×被保険者の数

軽減の基準	軽減割合	軽減後の均等割額
下欄8.5割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員の所得が【0円】であるとき(公的年金等控除額は80万円として計算)	9割	3,870円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円】を超えないとき	8.5割	5,805円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円+26万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	19,350円
世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計が【33万円+47万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	30,960円

※均等割の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

●65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

《例》単身世帯のかたで、年金収入が200万円の場合



### ②所得割額の軽減

軽減の基準	軽減割合
賦課のもととなる所得金額58万円以下 (年金収入のみのかたの場合：年金収入額が211万円以下のかたが該当します)	5割

お問い合わせ先 **資格保険料課** ☎043-308-6768